

【報告事項 3】

1. **議題名**：プロサバンナ事業に関する報告
2. **議題の背景**：
 - 本協議会でも取り上げてきたプロサバンナ事業について、前回「報告」をした昨年7月以降の動きについてまとめて振り返り、報告したい。
 - ① 2017年のモザンビーク弁護士協会による提訴を受け、昨年9月、マプト行政地方裁判所は事業が現地の人びとの「知る権利」を侵害しており、事業に関するすべての情報の10日以内の開示を求める判決を下した。これに対する、経緯と現状。特に前回協議会以降の動き。
 - ② 事業対象地（ザンベジア州グルエ郡）で昨年11月14-15日に、JICA資金によって開催された事業のマスタープラン策定に係る会合、その成果として現地新聞に発表された「声明」とこれに関連したその後の動き。（前回協議後に生じている問題）
 - ③ モザンビーク政府による「隠し債務問題」で、モザンビークの元財務大臣が米国の要請により南アフリカにおいて逮捕された事実とこれに関連する状況。
 - ④ NGO職員（渡辺直子）のモザンビーク入国査証申請に係る動き。
3. **議題に関わる問題点（議題に上げたい理由）**：
 - ① 前回協議会で外務省による説明は、「モザンビーク政府が、判決を受けて、判決から10日以内に“根拠となる書類”をもってマプト行政地方裁判所にこれまで事業に係る情報を開示してきた旨を説明するレターを提出した」として（井関至康課長）、判決後の行政命令にモザンビーク農業省が対応したから問題なしとの見解を示した。日本の開発協力大綱ならびにJICA環境社会配慮ガイドラインを鑑みても、この件について、外務省が主体的に自らの姿勢を明らかにする必要があると考える。
 - ② 昨年末、当該「声明」が虚偽のものであり拒否するとの正式な連絡が、州農民連合（UPC）から会合主催者になされた。この点について外務省に確認を求めたところ、「出席者の合意を得て発表された」との主催者の主張を繰り返すことで、当該「声明」を正当化した（12月28日～1月18日までのやり取り）。しかし、1月21日付けで州農民連合の上部組織にあたるUNACにより、正式に当該「声明」を全面拒否する「UNAC/UPC声明」が発表され、1月24日には政府系新聞に掲載されている。しかしながら、当該「声明」を根拠として「11月14日に合意したとされる内容」をベースに、同じ主催者によって、1月29-30日まで事業のマスタープラン策定に関する会合が予定されていたことが、25日に発覚した。そこに「UPCこそが重要なアクター」と記載されていることをふまえば、「UNAC/UPC声明」によって、当該会合の前提条件は喪失した。
 - ③ 以上の通り、「隠れた債務問題」について、モザンビーク政府高官の関与疑いが強まったことを示している。当該事案は、現大統領（フィリペ・ニュシ）が国防大臣の時期に部下らが作ったマグロ企業をめぐる汚職案件であり、当時の財務大臣の逮捕は、個人の犯行ではなかったことを示している。この問題については、2014年から本協議会でも繰り返し取り上げてきた。本年8月にはTICADの開催が予定されているが、日本の最重点援助・投資国であるモザンビークに、さらに多額の援助が準備・約束されている可能性があれば、問題である。
 - ④ 渡辺のビザに関連して1月23日に議員との間で行われた面談において、査証申請についての外務省の認識とモ大使館の返答について大きな矛盾があり、これについて、外務省が事務的に事実確認をするよう議員が要請、これに対し貴省より「それは確認する」との回答があった。
4. **外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など）**：
 - 11月14日の会合に関連して、

(1) この度の会合主催団体は、これまでプロサバンナにノー！キャンペーン（UNAC含む）が「JICA コンサルティング契約」で問題としてきた団体である。今回の事態を受け、1月29日からの会合の開催の有無とその理由。また、これらの団体に今後も支援を与えるか否か。

● 以上を受けて、

(2) TICAD に向けて、あるいは TICAD 時にモザンビークに対して行われる援助や協力に関する具体的な一覧（当日の読み上げではなく資料としての提出を要請します）。これには、外務省・JICA のものだけでなく、財務省・JBIC、経産省、農業省など各省庁のものも含む。

5. **議題に関わる論点（定期協議会の場で主張したいことや、外務省に確認しておきたいと現段階で考える点）：**

- 前回協議会で外務省は、11月2日の議員との面談および3カ国民衆会議の際の協議があるからという理由で、事前会合に参加しないとし、全ての質問について事前回答を行わなかった。結局、当日の協議の時間が回答の「読み上げ」に約20分割かれる結果となり、議論の時間が確保できず、また他の議題提案者の時間を奪う結果となった。紙に書かれていることの読み上げである以上、回答文書を配布する、あるいは事前回答をするなどされていれば、このような事態は回避できた。「協議会」である以上、事前回答の徹底、NGO側も書面で質問を提出している以上、外務省も書面提出を要請したい。
- 「プロサバンナ事業の今後の進め方」について2018年3月1日に河野太郎外務大臣に諮った結果としての外務省の考え方として「外務省・JICA として反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現」が示された。しかし、上記のとおり、この指示と大きく乖離する行動と対応が、現地政府、JICA・外務省、さらにはこれらに支援される現地団体によってとられていると考える。ODAをモニタリングする役割を担う市民社会組織／NGOとして、外務省開発協力大綱とJICAの環境社会配慮ガイドラインにも照らして検証を行いたい。
- 以上のとおり、ガバナンスの問題は深刻化し、「外務大臣に諮った結果」反する状況にあるにもかかわらず、本年8月にTICADが横浜で開催されることを受けて、さらに現地社会への介入が行われたり、問題のある援助や投資がされる可能性について、今の段階で警鐘を鳴らしたい。

協働提出：日本国際ボランティアセンター、アフリカ日本協議会、モザンビーク開発を考える市民の会

- 氏名：渡辺直子
- 役職：地域開発グループマネージャー
- 所属団体：日本国際ボランティアセンター

以上